身体拘束の最小化に向けた取り組み方針のお知らせ

当院では、患者様の尊厳を保持し、質の高い療養環境を確保するため、病院全体で身体拘束の最小化に取り組んでおります。

1 身体拘束に関する基本方針

当院では、患者様または他の患者様の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を行いません。

万が一、身体拘束を行う場合でも、その態様、時間、患者様の心身の状況および緊急やむを得ない理由を詳細に記録し、早期解除に努めます。

2 身体拘束最小化に向けた具体的な取り組み

◆ 家族への説明と同意：
拘束が必要な場合、事前説明を行い、同意を得た上で最小化を徹底します。

◆ 専門チームの設置：
専任の医師や看護師等からなる「身体拘束最小化チーム」を設置し、各病棟を定期的に巡回して解除や代替策の導入を検討しています。

◆ 職員研修の実施：
全職員を対象に、身体拘束の代替手段や患者様の尊厳保持に関する研修を年2回以上実施しています。

◆ 組織的な検討体制：
3カ月に1回以上、身体拘束最小化のための委員会を開催し、実施状況の把握と改善策の検討を行っています。

3 身体拘束の実施状況（直近の実績）

当院では、身体拘束の実施状況を定期的に集計し、最小化に取り組んでいます。

○身体的拘束実施割合

（※実施割合＝「身体拘束延べ日数÷入院料算定日数」×100：それぞれに直近3カ月）

月	入院料	身体的拘束実施率
6月	一般病棟入院基本料2	1.2%
7月	一般病棟入院基本料2	0.4%
8月	一般病棟入院基本料2	0.7%
平均		0.8%

医療法人平成会　八戸平和病院　病院長